

	<p>号外</p> <p>昭和34年4月1日</p> <p>第3種郵便物認可</p>	<p>定価1部2円</p> <p>発行所</p> <p>盛岡市内丸10番1号</p> <p>岩手県庁内</p>	<p>No.2291</p> <p>2014年</p> <p>8月5日</p>	<p>心と体のリフレッシュに「5日間」の夏季休暇を有効的に活用しましょう！</p>
---	--	---	---	---

# 給料表は2%程度の引き下げか

## 高齢層は最大4%の削減!?

### 行(二)表の自動車運転手との比較は見送りの方向

公務員連絡会は1日、古屋人事院給与局長と2度目の交渉を行い、次の回答を引き出した（速報版は早朝配布号）。

給与制度の総合的見直しに関し、古屋局長は「行(一)表について平均約2%程度引き下げ、高齢層は最大4%引き下げる」考えであることを明らかにした。一方、技能労務職員への影響の大きい行(二)表については、地域間・世代間の見直し分は行(一)表同様に引き下げるものの、自動車運転手を基準とした見直しは十分なデータを得られなかったとして「三重」の引き下げは見送られる可能性が高まった。

7日に予想される人事院勧告へ大詰めを迎えている。県職労は、明日6日に予定されている県公務労協としての知事要請などへ結集しながら、総合的見直し阻止へのたたかいを引き続き強化していく。（人事院の回答詳細は以下のとおり）

#### □ 官民較差

【月例給】今年の民間企業の春季賃金改定状況を反映して、若干のプラスとなる見通しである。

【一時金】昨年冬及び本年夏の民間企業のボーナスの支給状況を反映して、支給月数が引き上げとなる見込み。支給月数の引き上げがあった場合は勤勉手当に配分することとしたい。

#### □ 諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、公務における支給額が民間の支給額と比して相当程度下回っていることから、手当額を引き上げる必要があると考えている。

単身赴任手当の基礎額及び加算額を引き上げ、距離区分の増設を考える。

寒冷地手当について、新たな気象データが提供されたことから、現行の地域の区分にデータをあてはめ、支給地域の改正を行い、2015年度から実施することを考えている。

## □ 給与制度の総合的見直し

- ◆ 行(一)表の水準を平均2%程度引き下げることを行っている。その際次の措置を行う。
  - ① 1級の全号俸及び2級の初任給に係る号俸については引き下げを行わない。
  - ② 3級以上の高位号俸については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げる。
  - ③ 40歳台や50歳台前半層の昇給機会を確保する観点から、5級及び6級について、8号俸の範囲内での増設を検討中である。
- ◆ 行(二)表適用職員の給与水準の指標となる具体的な数値を得ることは困難であったことから他の俸給表と同様の考え方(地域間配分・世代間配分の見直し)で引き下げ改定を行うことを考えている。
- ◆ 地域手当について、級地区分を1区分増設し、2%程度引き上げ以下のとおりとする。  
1級地：20%、2級地：16%、3級地：15%、4級地：12%、  
5級地：10%、6級地：6%、7級地：3% ※当県で支給対象地域なし
- ◆ 制度全体の改正原資との関係を考慮しつつ、2018年4月1日までに段階的に実施する。

## □ 再任用職員の給与水準

- ◆ 公的年金が全く支給されないこととなる60歳の再雇用者の4月分の給与額を調査したが、行(一)表再任用職員の大多数を占める係長級以下についてみると、公務が民間をわずかに下回っている。
- ◆ また、転居を伴う異動をする再任用職員の増加が避けられない状況にあること等から、異動に伴い単身赴任となった再任用職員に対しても単身赴任手当を支給することを考えている。同様に新幹線通勤に係る通勤手当も、再任用による採用を異動とみなして、これらの手当を支給することを考えている。(当県では既に支給できる運用を確認済)

---

# セット共済 **スポット募集を行います**

年1回の新規・更新期間として6月にセット共済の募集を行いましたが、下記期間にスポット募集を行うこととなりました。未加入の方は、お盆期間中に、ぜひご検討を！

**募集期間** 8月20日～9月12日  
**共済期間** 11月1日～3月末日  
**申込締切** 後日周知いたします

**募集対象制度**  
団体生命共済・長期共済  
税制適格年金・親子共済